有料職業紹介による手数料返戻制度について

当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した人材が、入社辞退または自己の都合により 6 カ 月以内に離職した場合もしくは、自己の責めに帰すべき事由により入社から 6 カ月以内に解雇された場合、次 の基準で紹介料を返戻いたします。

1. 返戻率

入社日から退職日までの期間により以下のように定めます。

期間	返戻率
入社辞退、入社後2週間未満の場合	紹介手数料の 100%
入社後 1 カ月未満の場合	紹介手数料の 70%
入社後3ヶ月未満の場合	紹介手数料の 20%
入社後6カ月未満の場合	紹介手数料の 10%

2. 返戻の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返戻義務が免責とさせていただきます。

- (ア) 労働問題による重大な問題(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違など)により退職に 至った場合
- (イ) 就業環境に係わる重大な問題(故意の排斥、ハラスメントなど)により退職に至った場合
- (ウ) 人員整理などが間接的、直接的原因になり退職に至った場合
- (エ) 職務転換、配置転換などに適応できず退職に至った場合
- (オ) 事業所移転により通勤が困難となり退職に至った場合
- (カ) 天才、地変、内覧、戦争などにより就業が困難となり退職に至った場合
- (キ) 当該労働者の退職日より1か月以内に退職を証明できる書類の提出がなされなかった場合

3. その他

以下に該当する場合は、返戻金制度の適用除外となります。

- (ア) 紹介予定派遣の場合
- (イ) 派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合